

大府市における空家等対策の連携協力に関する協定書

大府市（以下「甲」という。）と、愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、大府市内における空家等対策の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、空家等の対策を推進することで、良好な住環境の保全、安全で安心なまちづくり及び地域の活性化を推進することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1） 空家等の所有者等に対する相談事業に関すること。
- （2） 空家等の権利関係の整理に関すること。
- （3） 空家等の適切な管理等に係る意識啓発に関すること。
- （4） 空家等の流通及び活用の促進に関すること。
- （5） 前各号の取組に必要な情報発信に関すること。
- （6） その他空家等対策について、必要な事項に関すること。

2 前項に規定する取組事項の具体的な実施内容及びそれぞれの役割については、適宜、甲及び乙が、協議の上、定めるものとする。

（情報の共有）

第3条 甲及び乙は、前条第1項に規定する取組事項を実施するに当たり、情報の共有に努めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、前項の期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも、この協定の改廃の申し入れがない場合は、同じ内容でさらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上、この協定を改廃することができる。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、第2条第1項に規定する取組事項の実施により知り得た所有者等の個人情報を第三者に漏らしてはならない。この協定が、前条の有効期間を満了し、又は廃止により効力を失った後も、同様とする。

（協議等）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

2 この協定の締結は、甲及び乙が、第三者と連携し、協力することを妨げるものではない。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有する。

令和 3年 2月 3日

甲 大府市中央町五丁目70番地

大府市

大府市長 岡村 秀人



印

乙 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号

愛知県司法書士会

会長 和田 博恭

